

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年 7月 30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
愛媛県 えひめペレットクラブ木質ペレットストーブ等導入によるエネルギー地産地消事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 内藤鋼業 (ユウゲンガイシャ ナイトウコウギョウ)		
住所	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲 2126 番地 1		
代表者氏名	内藤 昌典	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	内藤 昌典	担当者 所属部署・役職	代表取締役
担当者 E-mail	yu-naito@naito-kogyo.co.jp	担当者電話番号	(0893)44-3063
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	えひめペレットクラブ会員		
プロジェクト参加者名	内子町森林組合 株式会社 藤岡林業 河野興産 株式会社		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 内藤鋼業 (ユウゲンガイシャ ナイトウコウギョウ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0144
プロジェクト登録日	2011 年 7 月 29 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>目的 木質ペレット焚きボイラー、木質ペレットストーブ等を使用する個人や団体、法人等の方に「えひめペレットクラブ」に入会していただき、地元の間伐材や林地残材、製材端材等を原料とした木質ペレット(「愛媛ペレット」)を供給し、温室効果ガス(CO2)の排出量削減を行う。 また、クラブ会員にはその温室効果ガス排出削減量のクレジット化に協力していただき、環境価値を見える化させ、当該地域における温暖化防止に関する普及啓発の推進や森林環境の改善につなげる。</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 木質ペレットの原料 木質ペレット原料として、愛媛県内の山林所有者、林業関係者、森林組合等が供給する未利用の間伐材・林地残材、製材工場や木材加工所等において発生していたが有効利用が困難な製材端材等を利用した。 2) 木質ペレットの製造、供給 愛媛県内の木質ペレット製造業者(有限会社内 藤鋼業)にて、ペレットの製造と供給を行った。 3) 木質ペレットの利用 木質ペレット焚きボイラー 愛媛県下 3 箇所の木質ペレット焚きボイラーで燃焼・利用した。【方法論 No.E002】 申請時点では 4 箇所の予定であったが、愛媛大学農学部のペレットボイラーは 2008 年度に約 2t のペレットを利用したのみであり、2009 年度以降現在までペレットの継続的な利用がなく、今後も新たなペレットの利用が見込めないため、プロジェクトの開始時点から不参加とすることに変更した 木質ペレットストーブ等 愛媛県下 63 団体の木質ペレットストーブで燃焼・利用した。【方法論 No.E003】 <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>E002 全てのボイラーは条件 1、条件 2 および条件 3(条件 3(1)または条件 3(2))に整合する。 E003 全てのストーブは条件 1、条件 2 および条件 3 に整合する。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連する関係法令(大気汚染防止法)は遵守している。</p> <p>【採用技術】</p> <p>木質ペレット製造設備 ペレタイザー(3 台)、オガ粉製造機(1 台)、乾燥機(1 台)</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>木質ペレット焚きボイラー 学校床暖房用(1台)、宿泊業用(1台)、その他のサービス業用(1台) 木質ペレットストーブ等 家庭用、事務所用等(愛媛県下 63 団体)</p> <p>【モニタリング方法】 全てオフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠した。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全てオフセット・クレジット(J-VER)制度方法論に準拠した。</p> <p>【モニタリング体制】 E002 モニタリング方法ガイドラインに準拠し、次のモニタリング体制を構築した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 木質ペレットの製造(2 工場) <ul style="list-style-type: none"> ・河野興産ペレット工場 ・内藤鋼業小田工場 2) 木質ペレットの消費(3 箇所) <ul style="list-style-type: none"> ・内子中学校ボイラー ・フィットネスクラブ Ryuow ボイラー ・オーベルジュ内子ボイラー 3) 木質ペレットの分析(外部分析機関) 4) モニタリング報告書の作成、内部監査、承認(内藤鋼業内) <p>E003 モニタリング方法ガイドラインに準拠し、次のモニタリング体制を構築した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 木質ペレットの製造(2 工場) <ul style="list-style-type: none"> ・河野興産ペレット工場 ・内藤鋼業小田工場 2) 木質ペレットの分析(外部分析機関) 3) モニタリング報告書の作成、内部監査、承認(内藤鋼業内) <p>【QA / QC 体制】 モニタリング方法ガイドラインに準拠し、次の QA / QC 体制を構築した。</p> <p>E002 E003 共通</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教育・訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・J-VER 制度に関する説明 ・モニタリングに関する教育研修 2) 情報の保管(クレジット期間完了後 5 年間) 3) データの確認(毎月記録時、年 1 回内部監査時)
--	---

		4) 内部監査(年1回) (その他特筆すべき事項) 特になし					
モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) ・E002 のボイラーが申請時の 4 台から 3 台に変更(プロジェクトの開始時点から愛媛大学農学部 が不参加)。 ・E003 のストーブが申請時と比べ 9 台増、5 台減、差し引き 4 台の増。 両方法論ともに排出削減量が減る方向性。 ・モニタリングポイント P2(E002、E003 共通)の総電力消費量について、計画では「ペレット製造設 備」専用の電力量メーターの数値を使用する予定であったが、実際には「ペレット製造設備」を 含む河野興産の工場全体の購買電力量を使用した。					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) Ver.3.0					
適用方法論	方法論番号	No.E 002ver.5.0 No.E 003ver.3.1					
	方法論名称	(E002)化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替 (E003)木質ペレットストーブの使用					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2011年 12月 1日 ~ 2013年 3月 31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂				[E002] 116.8	[E002] 149.1	[E002] 265.9
					[E003] 79.1	[E003] 45.2	[E003] 124.3
				[合計] 195.9	[合計] 194.3	[合計] 390.2	
認証依頼削減・吸収量		<u>390t-CO₂³</u>					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>有限会社 内藤鋼業</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、 に欄を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>ホームページ ホームページ URL: _____ 出版物 (環境報告書/定期刊行物) その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p>以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____ その他 具体的に: _____</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上